

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から46年3月まで

私は、結婚した21歳の時、妻と一緒にA市役所で国民年金の加入手続を行った。その時、私は20歳からの14か月分、妻は2年分の国民年金保険料を納付できることを聞き、これらを納付できるように依頼した。加入手続後、夫婦の納付書が続けて送られてきたので、納付書に記入されていた金額を市役所か銀行で順次納付した。ただ、生活が苦しかったので私の14か月分の保険料だけを納付し、厚生年金保険に加入していたことがある妻の未納分は納付できなかった。苦しい生活費の中から納付したのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、14か月と比較的短期間である。

また、申立人は、申立期間を除く38年余りにわたる国民年金加入期間において保険料の未納は無い上、自身の分と一緒に保険料を納付していたとする妻も昭和46年4月以降60歳に到達するまでの36年余りにわたる国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、夫婦の国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録、国民年金被保険者台帳、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金手帳記号番号払出補助簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において夫婦連番で払い出され、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況から、昭和46年10月から47年1月までの間に初めて国民年金の加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日を遡って45年*月*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたとみられる。

この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であり、申立期間直後の昭和 46 年度の保険料は遡って納付されたとみられる期間があることから、前述のとおり納付意識の高かった申立人が、申立期間の保険料についても同様に遡って過年度納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年3月まで

申立期間当時、私は、厚生年金保険の無い会社に勤務していたので、いつかは覚えていないが、妻がA市役所で私たち夫婦の国民年金の加入手続きを行った。国民年金保険料は、いつ、いくら、どのように納付したのかは覚えていないが、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと思う。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦共に申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、申立期間は12か月と短期間である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和35年12月2日にA市において連番で払い出され、申立人夫婦が所持する国民年金手帳の発行日は、いずれも「昭和36年1月10日」と記載されていることから、36年1月頃に申立人夫婦の国民年金加入手続きが行われ、この手続きの際に資格取得日を夫婦共に35年10月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立期間の保険料は国民年金制度発足時の36年4月から現年度納付することが可能であった。

さらに、前述のとおり、申立人夫婦は申立期間を除き60歳到達の前月まで保険料の未納は無いことから、申立人夫婦の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる上、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間直後の昭和37年度の保険料が過年度納付されていることが確認でき、妻は保険料の未納期間が生じないように努めていたものとみられる。このことから、夫婦二人分の保険料を納付していたとする妻が申立期間の保険料も納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

申立期間当時、夫は、厚生年金保険の無い会社に勤務していたので、いつかは覚えていないが、私がA市役所で私たち夫婦の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、いつ、いくら、どのように納付したのかは覚えていないが、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと思う。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦共に申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、申立期間は12か月と短期間である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和35年12月2日にA市において連番で払い出され、申立人夫婦が所持する国民年金手帳の発行日は、いずれも「昭和36年1月10日」と記載されていることから、36年1月頃に申立人夫婦の国民年金加入手続が行われ、この手続の際に資格取得日を夫婦共に35年10月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立期間の保険料は国民年金制度発足時の36年4月から現年度納付することが可能であった。

さらに、前述のとおり、申立人夫婦は申立期間を除き60歳到達の前月まで保険料の未納は無いことから、申立人夫婦の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる上、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間直後の昭和37年度の保険料が過年度納付されていることが確認でき、申立人は保険料の未納期間が生じないように努めていたものとみられる。このことから、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人が申立期間の保険料も納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から同年6月までの期間及び同年10月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年2月から同年6月まで
② 昭和61年10月から62年3月まで

婚姻（昭和63年6月）後、妻がそれまで未納とされていた期間の国民年金保険料を納付してくれたと思う。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間は合計しても11か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、申立期間の保険料を納付したとする妻も国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において保険料の未納は無いことから、妻の保険料の納付意識は高かったものとみられる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号はA市に払い出されており、申立人の加入手続は、その記号番号前後の被保険者の加入手続状況から、昭和62年3月又は同年4月頃に行われ、この手続の際に資格取得日を遡って61年2月26日（厚生年金保険被保険者資格喪失日）とする事務処理が行われたものとみられる。申立人は、婚姻後に妻が申立期間の保険料を納付したとしていることから、婚姻（63年6月）時期を基準とすると、時効期間（2年）内であった申立期間①のうち、61年4月から同年6月までの期間及び申立期間②の保険料を過年度納付することが可能であった。

さらに、オンライン記録によると、昭和61年7月から同年9月までの保険料は63年9月29日に過年度納付されていることが確認できることから、

婚姻時期に過年度納付することが可能な申立期間①のうち、61年4月から同年6月までの期間及び申立期間②についても、前述のとおり保険料の納付意識の高かった妻が納付したと考えても不自然ではない。

- 2 申立期間①のうち、昭和61年2月及び同年3月については、妻が婚姻後に申立期間の保険料納付を行ったとしていることから、申立人の婚姻時期を基準とすると、時効期間を過ぎており納付することはできなかったものとみられる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①のうち、昭和61年2月及び同年3月の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から同年6月までの期間及び同年10月から62年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知厚生年金 事案7173

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月1日から44年3月18日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年3月18日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月1日から44年12月頃まで

申立期間について、A社で現場監督として継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票により、A社において昭和44年3月18日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚二人が「申立人は、私がA社を退職した時に、まだ勤務していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間のうち、少なくとも同年3月18日までは同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記二人のうち、一人は、「申立人は、ずっと現場所長として勤務していた。私が退職した昭和44年3月頃も現場所長だった。」と証言しており、上記二人とは別の同僚も、「A社の現場所長は社員が担っており、申立人は、継続して現場所長であり、社員だった。」と証言していることから、申立人の職務内容等が申立期間において変更された事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月1日から44年3月18日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票に昭和43年10月の定時決定の記録があることから、当該記録により4

万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和43年10月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月から44年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和44年3月18日から同年12月頃までの期間については、複数の同僚から聴取しても、申立人の勤務実態等について具体的な証言が得られない。

また、A社は、昭和52年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、当時の事業主とは連絡が取れないことから、当該期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7174

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、21年7月6日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、120円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年7月6日まで

申立期間について、A社B支店に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び厚生年金保険被保険者台帳索引票によると、申立人が同社において昭和19年6月1日に被保険者資格を取得したことが確認できるが、同名簿及び同台帳には、被保険者資格喪失日が記載されていない上、オンライン記録によると、資格喪失日が確認できない申立人の被保険者記録が基礎年金番号に未統合の記録とされていることが確認できる。

しかし、A社から昭和19年頃の資料であるとして提出された「厚生年金名簿」、同社の同僚から提出された「職制表」（「S19.1現在」とのメモ書き有り。）及び申立人から提出された21年1月1日付けの給与辞令により、申立人が申立期間当時、同社に社員として在籍していたことが認められる。

また、C県から提出された「陸軍戦時名簿」により、申立人は、昭和18年4月10日に陸軍に召集され、21年7月6日に外地から復員し、召集解除されたことが確認できる。

さらに、当時の厚生年金保険法第59条の2の規定によると、昭和19年10月1日から22年5月2日までの期間のうち、被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、当該期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されており、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に厚生年金保険被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人と同日（昭和19年6月1日）に資格取得した旨記載されている多数の同僚についても、資格喪失日に係る記載が確認できないことから、当時、社会保険出張所における年金記録の管理が不適切であったことがうかがえる。

なお、申立人のような一般事務職員が厚生年金保険被保険者の適用対象に加えられたのは、昭和19年10月1日からである。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、陸軍戦時名簿に記録された復員日（21年7月6日）であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の記録から、120円とすることが妥当である。

愛知厚生年金 事案7175

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を8万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月13日

年金記録を確認したところ、育児休業中であつた申立期間にA社から支給された賞与の記録が抜けている。同社から取り寄せた賞与標準給与額決定通知書を提出するので、申立期間について、標準賞与額の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与標準給与額決定通知書、A社から提出された所属別合計表及びB厚生年金基金の加入員記録により、申立人は、平成15年6月13日に同社から賞与を支給されたことが認められる。

また、オンライン記録並びにA社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険育児休業取得者確認通知書及び同終了確認通知書により、事業主は、申立人に係る平成15年4月20日から16年2月19日までの期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第81条の2では、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入することとされていることから、たとえ、事業主から社会保険事務所（当時）に対して、申立期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われていなくても、申立期間の標準賞与額については、年金額の計算の基礎とすべきものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与標準給与額決定通知書、所属別合計表及び厚生年金基金の加入員記録において確認できる賞与額から、8万2,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（同年1月1日）及び資格取得日（43年9月20日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和44年3月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月30日から40年10月1日まで
② 昭和42年1月1日から43年9月20日まで
③ 昭和43年12月7日から44年3月21日まで
④ 昭和44年3月21日から46年3月頃まで

昭和39年3月30日から46年3月頃までA事業所で勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、オンライン記録では、A事業所において昭和40年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、42年1月1日に喪失後、43年9月20日に再度取得しており、当該期間の被保険者記録が無い。

しかし、当該期間にA事業所の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複

数の同僚が、「自分が勤務している間、申立人はA事業所で勤務していた。」と証言していることから、申立人が当該期間において同事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、上記複数の同僚は、「申立人の勤務形態や仕事内容は申立期間②の前後で変更は無かった。申立人を含めて職種は皆同じであり、取扱いに違いは無かったと思う。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該期間に申立人と一緒にA事業所に勤務していたとされる同僚は、途中で一度退職した一人を除き、いずれも、当該期間において同事業所の厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の当該期間の前後の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、当該期間にA事業所の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚が、「自分が勤務している間、申立人はA事業所で勤務していた。」と証言していることから、申立人が当該期間において同事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、上記複数の同僚は、「申立人の勤務形態や仕事内容に変更は無かった。申立人と自分たちの仕事内容は同じだった。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該複数の同僚は、いずれも、当該期間においてA事業所の厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和43年11月の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は、昭和44年3月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主とも連絡が取れず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、当該期間にA事業所の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の証言から、申立人が当該期間において同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の同僚が、「A事業所に勤務し始めた時期と厚生年金保険の被保険者資格取得時期が一致していない。」と証言していることから、A事業所では、必ずしも、従業員について、直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、上記のとおり、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主とも連絡が取れないため、申立人の当該期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、当該期間において申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

申立期間④について、オンライン記録によると、A事業所は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、上記のとおり、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主とも連絡が取れない上、申立人は、当該期間に同事業所に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、申立人の当該期間における勤務実態等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7177

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和57年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月30日から同年5月1日まで

昭和56年4月から平成23年7月まで継続してA社に勤務していたので、年金記録に空白期間があるのはおかしい。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、同社の回答及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記の人事記録によると、当該異動は昭和57年4月1日に発令されているが、A社は、「申立人が実際に異動したのは、異動辞令の1か月後の昭和57年5月1日である。この日付でB支店の資格喪失及びC支店の資格取得の届出を行ったと考えられる。」と回答していることから、申立期間については、申立人の同社B支店における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和57年3月の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の保険料を納付したか否かについては不明と回答している

が、事業主が資格喪失日を昭和57年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が、これを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から47年3月まで

私が20歳になった時に、母親が「将来就職した時、国民年金を支払っていないことで肩身の狭い思いをしないように、大学を卒業するまでは保険料を払っておく。」と私に言ったので、母親が私の20歳の誕生日頃に国民年金の加入手続を行ってくれた。私は自宅に国民年金保険料の集金に来たA市B区役所の担当者を何度か見かけたことがあるが、その際母親は自身の分だけでなく、私の保険料も納付しておくと言っていたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡している上、申立人は、A市B区役所の担当者が自宅に保険料の集金に来ている時に母親から自身の保険料についても納付しておくと言われたとしているが、加入手続後に交付される国民年金手帳は所持しておらず、申立期間の保険料の納付周期、納付方法、納付金額等は分からないとしていることから、申立人の申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、申立人が20歳の誕生日（昭和43年*月）頃、当時居住していたA市において、母親が申立人の国民年金加入手続を行ったとしているところ、オンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の記号番号の国民年金被保険者の資格取得状況から、平成3年9月頃にC市で払い出されたものとみられ、これ以前に申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続の際に、資格取得日を遡って申立人の20歳到達

時である昭和43年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、i) 申立人が所持する年金手帳は、申立期間後の49年から交付された制度共通の年金手帳であること、ii) 公簿によると、申立人は、平成2年9月20日に同市に転居したことが確認でき、申立人が所持する年金手帳を見ると、国民年金記号番号欄には同市を管轄する社会保険事務所(当時)の印が押され、国民年金の記録(1)欄の最初の行に、「被保険者となった日 昭和43年*月*日」と記載され、その上にも同市の印が押されていることとも符合する。

さらに、オンライン記録の申立人の被保険者記録(資格・喪失履歴)によると、昭和47年4月1日の資格喪失、59年5月21日の資格取得及び同年6月1日の資格喪失記録は平成3年9月11日に処理が行われており、前述の申立人の加入手続の際に併せて追加されたものとみられ、申立人が申立期間当時居住していたとするA市においても、申立人が国民年金に加入していた記録は存在しない。これらのことから、申立人は、申立期間当時国民年金に未加入となり、母親は申立期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる上、この加入手続時期を基準とすると、申立期間は時効により保険料を納付することはできない。

加えて、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7178

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月1日から同年6月1日まで
保管している退職金計算書には、昭和31年3月1日からA社に勤務した旨記載されているにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、同年6月1日に被保険者資格を取得したことになる。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職金計算書に、申立人のA社入社日が昭和31年3月1日と記載されていることから、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間当時のA社事業主の子息は、「労働者名簿によると、申立人の雇入日は昭和31年6月1日と記載されているので、正社員として雇用したのは同日だったと思う。仮に、それより前から勤務していたとすれば、その期間は試用期間だったと思うが、A社は既に解散し、当時の事業主（父）は高齢のため、これ以上のことは分からない。」と回答している。

また、A社の複数の同僚は、「人によって期間は異なると思うが、当時、試用期間があった。」旨証言していることから、申立期間当時同社では、入社後直ちに厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、申立人が同期入社だったとして名前を挙げた同僚は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7179

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月頃から3年10月頃まで

申立期間について、A社に勤務していたのに年金記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人から提出された「就労証明書」(A社作成)により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間当時の事業主は、「申立人の申立期間当時の厚生年金保険の取扱いが確認できる資料は残っていない。しかし、申立人を厚生年金保険に加入させた記憶が無いので、申立人が個人で国民年金に入っていたのではないかと思う。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた申立期間当時の役員は、オンライン記録によると、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないとともに、既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、厚生年金保険適用事業所台帳及びオンライン記録によると、A社は平成元年7月25日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日以前の期間について適用事業所であった記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7180（事案4007及び5614の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月1日から42年12月1日まで

申立てが認められないことに納得できない。厚生年金保険の記録が2年以上も抜けているが、申立期間中も継続して働いていた。当時の給与額及び保険料控除額は、全く覚えていないし、当時のことは、亡くなった両親（当時の事業主）以外は誰も分からないと思う。新たな資料は無いが、働いていたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、申立人が申立期間も引き続きA社に勤務していたと主張したものの、i) 複数の同僚は、「申立人は、B社設立時（昭和37年9月）から同社の店長をしており、婚姻（40年5月*日）後は、同社で主体的に勤務するようになった。」と証言していること、ii) B社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できないこと、iii) 同僚の一人が「私も両方の会社に勤務していたが、申立人と同じ頃からB社で主体的に勤務するようになった。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該同僚も、申立人と同日（昭和40年5月1日）にA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失していること、iv) 当時の同社の事業主（申立人の父）及びB社の事業主（申立人の母）共に既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年7月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る2度目の申立てについては、申立人は、「前回の決定は、妻の証言を無視して、他の同僚の証言のみ採用している。私は同僚によ

く思われていなかったもので、同僚の証言を根拠に訂正を認めないということは納得できない。」などと主張したものの、申立人と同日にA社の被保険者資格を喪失している上記同僚は、再度聴取しても「以前話したとおり、私も申立人も昭和40年5月頃からB社で主体的に勤務するようになった。申立人の父であるA社の社長が、B社で主体的に勤務する者はA社の被保険者資格を喪失させたのではないかと思う。申立期間に保険料が控除されていたかどうかは記憶に無い。」と証言しており、申立人から新たな資料等の提出も無いことから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年4月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「申立てが認められないことに納得できない。厚生年金保険の記録が2年以上も抜けているが、申立期間中も継続して働いていた。新たな資料は無いが、申立期間に働いていたことは間違いない。」などと主張して再度申し立てている。

しかし、当該主張のみでは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない上、複数の同僚に再度聴取しても、申立人が申立期間も継続してA社又はB社のどちらかに勤務していた旨の証言は得られるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる証言は得られない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7181（事案6663の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年9月28日から同年12月1日まで
② 昭和33年4月6日から34年1月10日まで

私は、A社に5年間継続して勤務し、厚生年金保険に加入していた。私の同社に係る厚生年金保険の記号番号が、当時、二つあったようだが、同一事業所で二つあることは不自然だと思う。前回の決定に納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、複数の従業員の証言から、申立人が申立期間①及び②において、A社に勤務していたことはいくつかのものが、i) 複数の従業員が、「申立人は、事業主宅の家事などをするお手伝いさんのような人だった。」と証言している上、給与事務を担当していた従業員が、「申立人は、他の従業員とは異なり、A社で給与明細書を作成していなかった。申立人のような職種の人、ほかにいなかった。」と証言しており、申立人の同社における厚生年金保険の取扱いは、他の従業員とは異なっていたことがうかがえること、ii) 複数の従業員が、「事業主は、理由もなく指示をするような人では無かったので、厚生年金保険の資格取得や資格喪失の手続は、何か理由があっていたと思う。資格喪失させた後も、保険料を控除し続けるようなことは無かったのではないか。」と証言していること、iii) 同社は、「当時の資料は無く、詳細は不明。」と回答している上、当時の事業主及び事務を取り仕切っていた従業員はいずれも死亡しており、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の取扱いについて確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年11月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「私は、A社に5年間継続して勤務し、厚生年金保険に加入していた。私の同社に係る厚生年金保険の記号番号が二つあったようだが、同一事業所で二つあることは不自然だと思う。」などと主張し、再度申し立てている。

しかし、申立人から新たな資料等の提出は無く、当該主張のみでは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

なお、申立人は、厚生年金保険の記号番号が同一事業所で二つあることは不自然である旨主張しているが、厚生年金保険の被保険者であった者が、再度、被保険者資格を取得する場合、事業主が、当該被保険者に係る従前の厚生年金保険被保険者証を提示するなど、従前の記号番号を社会保険事務所（当時）に通知しない限り、新たに厚生年金保険の記号番号が付されることとなり、同一事業所で異なる記号番号が存在したとしても、特に不自然であるとはいえない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案7182

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月27日から38年9月29日まで
② 昭和38年10月4日から41年7月21日まで
脱退手当金をもらったことになっているが、もらった覚えは無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書、同支給決定伺及び領収書により、申立人の脱退手当金については、昭和42年7月14日に裁定請求書が受理され、同年10月27日に社会保険事務所（当時）において支払われていることが確認できる。

また、申立期間の最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、脱退手当金裁定請求書の受付日から約3か月半後の昭和42年10月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。